

八王子市景観計画 届出対象行為一覧

八王子市景観計画区域内の地域・地区区分

地域区分番号	地域・地区名称	地域区分番号	地域・地区名称
1	甲州街道沿道地区	10	北部地域・緑との共生ゾーン内
2	中心市街地環境整備地区	11	北部地域・緑との共生ゾーン外
3	高尾駅・多摩御陵周辺地区	12	西部地域・緑との共生ゾーン内
4	裏高尾・小仏地区	13	西部地域・緑との共生ゾーン外
5	高尾山参道周辺地区	14	西南部地域・緑との共生ゾーン内
6	浅川沿川地区（水辺区域）	15	西南部地域・緑との共生ゾーン外
7	浅川沿川地区（背景保全区域）	16	東南部地域・緑との共生ゾーン内
8	中央地域・緑との共生ゾーン内	17	東南部地域・緑との共生ゾーン外
9	中央地域・緑との共生ゾーン外	18	東部地域・緑との共生ゾーン内

※1～7が重点地区、8～18が一般地区です。

町ごとの地域・地区

（ の町は地域区分番号が複数あります。この町については町の中で複数の地域・地区に区分されていますので、詳細については、まちなみ景観課窓口でご確認ください。）

町名	地域区分番号	町名	地域区分番号	町名	地域区分番号	町名	地域区分番号
あ	6、7、8、9	か	川町 12	て	寺町 2、9	ほ	本郷町 9
	2、9		北野町 6、7、17		天神町 9		本町 7、9
	2		北野台 16		戸吹町 10		松が谷 18
い	10、11	き	絹ヶ丘 16	と	廿里町 3、14	ま	松木 18
	13		清川町 9		中町 2		丸山町 10
	12、13		桐田町 14、15		長沼町 6、7、16、17		三崎町 2
う	9	く	久保山町 10		中野上町 6、7、9		みつい台 10
	16、17		越野 18		中野山王 8、9		緑町 9
	10	こ	小比企町 16、17		中野町 8、9		南浅川町 14
	16		小宮町 10、11	な	長房町 3、14、15		南大沢 18
	10		子安町 2、9		中山 18	み	南新町 9
	4、14	さ	左入町 10		七国 16		南町 2、9
お	1、2、9		散田町 2、15		並木町 1、15		みなみ野 16
	18		下恩方町 12		檜原町 12、13		宮下町 10
	14	し	下柚木 18		南陽台 18		美山町 12
	10		城山手 14		西浅川町 4、14		明神町 1、2、6、7、9
	6、7、9		新町 1、2、9	に	西片倉 16	め	めじろ台 15
	6、7、8、9	す	諏訪町 13		西寺方町 12		元八王子町 12
	9	せ	千人町 1、2、9		式分方町 12	も	元本郷町 6、7、9
	10		田町 6、7	は	狭間町 14、15		元横山町 6、7、9
	12		台町 2、9		八幡町 1、2		谷野町 10
か	18		大楽寺町 12、13		初沢町 14	や	八木町 1、2、9
	10		平町 10、11		東浅川町 1、3、14、15		山田町 15
	16、17	た	高尾町 1、3、5、14		東中野 18		鎌水 18
	13		高倉町 11	ひ	日吉町 2、9		八日町 1、2
	12、13		高月町 10、11		平岡町 6、7、9		万町 9
	12		滝山町 10		兵衛 16	よ	横川町 7、12、13
	12		館町 14、15	ふ	富士見町 8		横山町 1、2
	18		丹木町 10	へ	別所 18		四谷町 13
	12、13	て	寺田町 14、15	ほ	堀之内 18		

届出が必要な行為と規模

対象行為	規模	
	地域区分番号7～18の地域・地区	地域区分番号1～6の地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	○高さ10m以上の建築物 ○10戸以上の集合住宅の建築物 ○延べ床面積が1,000㎡以上の建築物	○延べ床面積が10㎡以上の建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○次に掲げる高さ10m以上の工作物 ・煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ○高さが5mを超える擁壁 ○区域面積が1,000㎡以上の墓園その他これに類するもの	○次に掲げる工作物 ・高さが6mを超える煙突 ・高さが10m以上の鉄柱その他これに類するもの ・高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが2mを超える擁壁 (甲州街道沿道地区、中心市街地環境整備地区を除く) ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ・橋りょうその他これに類するもので、河川等を横断するもの ・墓園その他これに類するもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	○開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	○開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の伐採	○区域の面積が1,000㎡以上のもの	○区域の面積が1,000㎡以上のもの、又は地上1.3mにおける幹周が200cm以上の木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○次のいずれかの行為で、堆積期間が90日を超えるもの。 ・区域の面積が500㎡以上のもの ・土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1m以上となるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。	○全ての堆積物で堆積期間が90日を超えるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○区域の面積が3,000㎡以上のもの	○全ての土地の形質の変更
特定照明	○届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、特定照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更	

事前協議が必要な対象行為

	特定大規模建築物	大規模建築物	重点地区における建築物
定義	高さが45m以上又は延べ面積が15,000㎡以上の建築物	高さが15m以上の建築物	「高尾駅・多摩御陵周辺地区」及び「高尾山参道周辺地区」における届出対象行為に該当する規模の建築物
届出の時期	届出の90日前迄	届出の30日前迄	届出の30日前迄

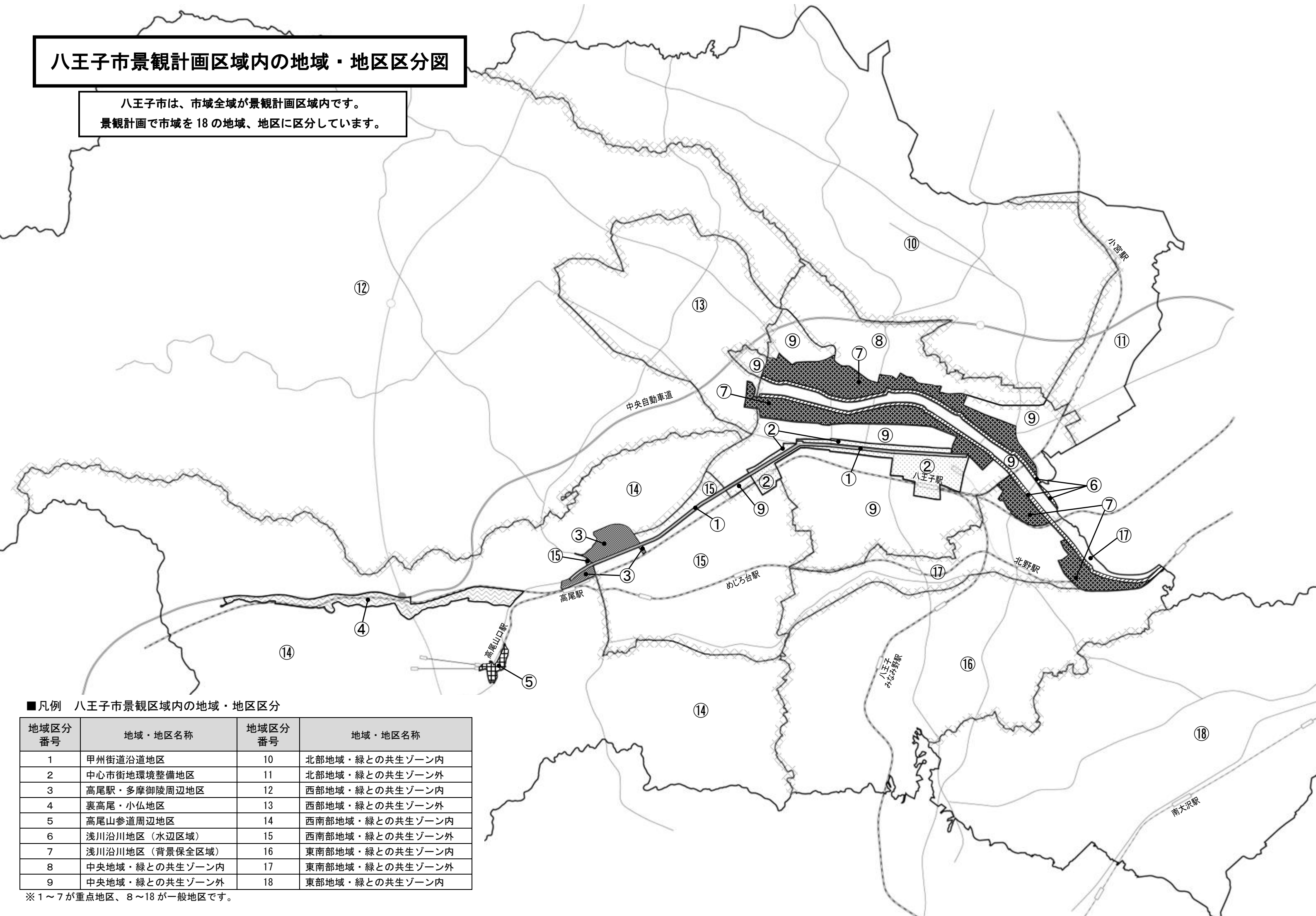
- 届出の手続きや事前協議については、「届出の手引き」を御参照下さい。
- 届出の手引き、届出等に必要書類や様式のダウンロードは八王子市のホームページ(「景観法」でサイト内検索)を御参照下さい。

【問い合わせ先・届出窓口】
 八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
 TEL: 042-620-7267
 FAX: 042-626-3616
 E-mail: b132300☆city.hachioji.tokyo.jp
 (☆を@に変更してください)



八王子市景観計画区域内の地域・地区区分図

八王子市は、市域全域が景観計画区域内です。
景観計画で市域を18の地域、地区に区分しています。



■凡例 八王子市景観計画区域内の地域・地区区分

地域区分番号	地域・地区名称	地域区分番号	地域・地区名称
1	甲州街道沿道地区	10	北部地域・緑との共生ゾーン内
2	中心市街地環境整備地区	11	北部地域・緑との共生ゾーン外
3	高尾駅・多摩御陵周辺地区	12	西部地域・緑との共生ゾーン内
4	裏高尾・小仏地区	13	西部地域・緑との共生ゾーン外
5	高尾山参道周辺地区	14	西南部地域・緑との共生ゾーン内
6	浅川沿川地区（水辺区域）	15	西南部地域・緑との共生ゾーン外
7	浅川沿川地区（背景保全区域）	16	東南部地域・緑との共生ゾーン内
8	中央地域・緑との共生ゾーン内	17	東南部地域・緑との共生ゾーン外
9	中央地域・緑との共生ゾーン外	18	東部地域・緑との共生ゾーン内

※1～7が重点地区、8～18が一般地区です。